介護老人保健施設 我孫子ロイヤルケアセンター

通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人 財団 明理会が開設する介護老人保健施設 我孫子ロイヤルケアセンター (以下「当施設」という。) において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保する ために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
 - 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束(身体拘束指針)を行なわない。
 - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、 当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以 外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利 用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

- 第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。
 - (1) 施設名 介護老人保健施設 我孫子ロイヤルケアセンター
 - (2) 開設年月日 平成10年10月30日
 - (3) 所在地 千葉県我孫子市中峠 2614
 - (4) 電話 番号 04 7181 5611 FAX 番号 04 7187 5556
 - (5) 管理 者名 施設長 中嶋 明彦
 - (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1252580017号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めると ころによる。

(法令人員以上)

| | 通所リハビリテーション | | m to |
|-------------------|-------------|--------|---------|
| 職種 | 常 勤(人) | 非常勤(人) | 備考 |
| 管 理 者 | 1 | | 医師 (兼務) |
| 医 師 | 1 | | 兼務 |
| 看 護·介 護職 員 | 6 | | |
| 支援相談員 | 1 | | |
| 理学療法士作業療法士言語聴覚療法士 | 3 | | |
| 管理栄養士 | 1 | | 兼務 |
| 事 務 職 員 | 3 | | |
| 合 計 | 12 | 1 | |

(従業者の職務内容)

- 第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
 - (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
 - (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の 管理を行う。
 - (7) 事務員は、利用料の管理・請求、財務管理及び労務・人事管理等を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとする。ただし、利用者 が希望し、管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 毎週月曜日から土曜日までを営業日とする。但し12月31日から1月3日は休み。
 - (2) サービス提供時間は、午前9:30分から午後4:00分までとする。 〔サービスの種類〕1時間以上2時間未満及び6時間以上7時間未満のサービスを実施

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、57人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

- 第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
 - 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
 - 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
 - 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

- 第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。
 - (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料(別表1)を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。 我孫子市、取手市、利根町

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第12条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
 - ・ 飲酒、喫煙は禁止とする。
 - ・ 火気取り扱いは、一切禁止とする。
 - ・ 設備・備品の利用は、事前に職員の許可、若しくは職員立会いのもと使用する。
 - 所持品・備品等の持ち込みは、事前に施設の許可を得ること。
 - 金銭・貴重品の持ち込みは不可とする。
 - ・ 通所リハビリテーション利用時に医療機関での定期受診は不可、突発的な傷病が発症した場合は職員に申し出ること。
 - ・ 宗教活動は禁止とする。
 - ペットの持ち込みは不可とする。
 - 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
 - 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に 基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者には、当施設事務長を充てる。
 - (1) 火元責任者には、当施設各課(科)の長を充てる。
 - (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を 編成し、任務の遂行に当たる。
 - (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

- 第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に 従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に 次の事項に留意すること。
 - (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人 財団 明理会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 18 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理 に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に 行う。
 - 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、 水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
 - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、 正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすこと がないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を 求めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第20条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能) を定期的に開催 するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
 - 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応(別表 2)、プライバシーポリシーについては、施設内に閲覧及び掲示する。
 - 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、 運営に関する重要事項については、医療法人 財団 明理会と当施設の管理者との協議 において定めるものとする。
 - 4 ハラスメント対策、業務継続計画の策定、避難訓練等における地域住民の参加、感染 対策、事故の防止・発生時の対応、高齢者虐待防止の推進については別紙参照とする。

付 則

この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成12年4月1日施行

平成13年5月29日 苦情処理・従業員の職種、員数及び職務の内容の変更により一部改定

平成13年11月3日 サービス利用料及びその他の費用の変更により一部改定

平成14年8月1日 職員の員数の変更により一部改定

平成15年1月1日 職員の員数の変更により一部改定

平成15年1月16日 サービス利用料及びその他の費用及び苦情処理の変更により一部改定

平成 15 年 4 月 1 日 従業員の職種、員数及び職務の内容の変更により一部改定

平成15年5月2日 サービス利用料及びその他の費用の変更により一部改定

平成17年4月1日 サービス利用料及びその他の費用の変更により一部改定

平成17年8月1日 サービス利用料及びその他の費用の変更により一部改定

平成17年10月1日 サービス利用料及びその他の費用の変更により一部改定

平成28年4月1日 管理者変更及び利用者負担額、サービス利用料及びその他の費用の変更により一部改定。

平成28年8月1日 その他の費用の変更により一部改定。

平成28年11月1日 営業日の変更により一部改定

平成30年4月1日 その他の費用の変更により一部改定。

令和1年10月1日サービス利用料及びその他の費用の変更により一部改定

令和2年4月1日苦情処理体制(別紙2)苦情受付窓口担当者の変更

令和5年11月1日 通所リハビリテーション利用定員数変更

令和5年12月1日虐待の防止のための措置に関する事項の追加

別 表1

その他の費用

(単位:円)

| | | (十四・11) | |
|--------------------|--|---|--|
| | | | |
| 食費(1日) | 朝食 420 昼食 740 夕食 740 | | |
| 日用品費(1日) | 100円 | | |
| 教養娯楽費(1日) | 実費徴収 | | |
| クラブ活動費(1回) | 実費徴収 | | |
| 事業実施地域外の送迎 (片道) | 500 | | |
| リハビリパンツ代 | 200 (1 枚) | | |
| 尿取りパット代 | 30 (1 枚) | | |
| 文書料 | ・金額証明書・健康診断書・後遺症障害診断書(保険会社あて)・死亡診断書三通目から | 1,100(税込) 5,500(税込) 7,700(税込) 5,500(税込) 3,300(税込) | |

1. その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、同意のもと、実費相当を負担する。

別 表 2

苦 情 処 理 体 制

- 1. 利用者からの苦情等に対応する常設の窓口(連絡先),担当者の設置
 - ●苦情受付窓口担当者 支援相談員 石元 梨奈
 - ●苦情受付窓口連絡先 電 話 番 号 04-7181-5611 FAX番 号 04-7187-5556
 - ※ 苦情受付窓口担当者がいない場合は、看護・介護長、事務長の順で苦情を受け付けることとする。

(公的窓口)

我孫子市高齢者支援課

Tel 04-7185-1111

千葉県国民健康保険組合団体連合会介護サービス課 №043-254-7318

- 2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順
 - (1) 苦情内容の聞き取り、把握
 - (2) 問題が生じた部署に苦情内容を伝達
 - (3) 問題が生じた部署での対処の問題点の把握
 - (4) 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部での対処の問題点を伝達
 - (5) 施設としての意思決定 (謝罪、事実の伝達(説明)、市町村・県等への報告等) 施設における反省事項の整理
 - (6) 苦情処理台帳への記載
- 3. その他参考事項
 - ●窓口以外に「ご意見箱」を設置し、要望や苦情を受け付けております。